

論点に対する回答

分野	地方公共団体の調達業務のデジタル化
省庁名	総務省
<p>論点 1 競争入札参加資格審査申請について</p> <p>「規制改革実施計画（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）」において、「総務省は、競争入札参加資格審査申請書について、デジタル化に適した標準様式を策定するとともに、事業者等の利便性向上を図る等の観点から、各地方公共団体の状況に応じて電子申請システムへの反映が実施されるよう促す。【令和 3 年度上期措置】」とされている。同実施計画で求められている取組も踏まえ、以下の論点について具体的に回答されたい。</p> <p>【論点 1 - ①】</p> <p>競争入札参加資格審査申請書のデジタル化に適した標準化及び電子申請システムへの反映に向けて、「第 11 回デジタルガバメントワーキング・グループ（令和 3 年 4 月 27 日）」以降、どのように取り組んだか。具体的にご説明願いたい。</p> <p>【回答 1 - ①】</p> <p>規制改革推進会議デジタルガバメントWG（令和 3 年 4 月 27 日）において標準書式（案）について、「1 マス 1 マスに文字を打ち込むなど紙前提であるように見えるが、将来的なシステム化を見据えて、データによる申請を前提とした様式とすべき」旨の意見があったことを踏まえ、データ入力を前提とした形式に改めることや、押印欄・FAX 番号欄等の項目を廃止する等の見直しを行うとともに、オンライン申請システムへ反映する際の入力フォーム例を作成したところである。</p> <p>これらの修正後の標準書式（案）等について、7 月～8 月に経済団体・関係行政機関等（日本経済団体連合会、新経済連盟、日本商工会議所、経済同友会、株式会社アスコエパートナーズ、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室（当時）、内閣府規制改革推進室）と意見交換を行ったところであり、その意見を踏まえ、更に必要な修正を行った上で、速やかに地方公共団体に対して通知を発出し、その活用について周知していく。</p>	

【論点 1－②】

(i) 入札参加資格審査申請をオンラインで受け付けている地方公共団体はどのくらいあるのか、(ii) 都道府県が市区町村の競争入札参加資格審査申請をまとめて受け付けている例はどのくらいあるか。そのうち、オンライン化されているものはどれくらいあるか、についてお示しいただきたい。

【回答 1－②】

(i) 「地方公共団体の行政手続等に係るオンライン利用状況の調査」(総務省自治行政局地域情報政策室)によれば、令和元年度に競争入札参加資格審査申請手続があると回答した地方公共団体のうち、当該手続をオンライン化している都道府県は 47 団体中 32 団体 (68.1%)、市区町村は 1,597 団体中 430 団体 (27.0%) である。

(ii) 都道府県及び市区町村が共同して競争入札参加資格審査申請の受付をしている例を悉皆的に把握してはいないが、群馬県、千葉県及び神奈川県では、県と県内市町村・一部事務組合等が共同でオンライン申請システムを導入し、申請を受け付けているものと承知している。

【論点 1－③】

デジタル化に適した新たな標準様式を、どのように各地方公共団体のシステムに反映させるかについて、まだ手続がデジタル化されていない地方公共団体、既に手続がデジタル化されている地方公共団体に分けて、具体的にご説明願いたい。

【回答 1－③】

競争入札参加資格審査申請受付をオンライン化していない地方公共団体に対しては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止や行政サービスの効率的・効果的な提供の実現等のオンライン化の意義を周知するとともに、国における取組を参考にオンライン化を検討するよう促してまいりたい。

また、既にオンライン化している地方公共団体に対しても、申請者の負担軽減を図る観点から、標準様式について既存のシステムの改修等のタイミングを捉えて速やかに反映することを促してまいりたい。

【論点 1－④】

新たな標準様式についても、一度通知を出すのみではなく、総務省は今後

適切な時期に事業者・地方公共団体からの意見を聞き、PDCA サイクルを回し、更なる改善をすべきである。また、活用状況等についても定期的なフォローアップを行い、その際に、併せて用語の定義及び添付書類のバラツキの是正を、各地方公共団体に働きかけていただきたい。

新たな標準様式では、各地方公共団体に共通の項目をまとめる一方、地方公共団体が多く独自の項目を追加できる仕様となっている。この状態を放置すれば、事業者が地方公共団体ごとに個別対応をする状況は変わらない。また、今後の電子申請化を考えると、競争入札参加資格審査申請に関して標準化すべきは、申請書の様式だけではなくデータ項目であると考えられる。今後は、追加項目の把握、分析、標準様式のさらなる改善、データ項目の標準化等の検討が課題となるが、いつまでに、どのような対応をするかお示しいただきたい。

【回答 1－④】

来年度において標準様式についての活用状況や検討状況について調査するとともに、事業者や地方公共団体の意見も丁寧に聴取していくこととし、これらを踏まえて用語の定義や添付書類のバラツキなども含め、地方公共団体へ必要な助言を行う等のフォローアップを実施してまいりたい。

なお、標準様式については、各地方公共団体において、項目の加筆・削除等の変更を行わないよう要請することとするが、各地方公共団体が必要と認める項目については、任意の様式により追加項目等を設定できることとし、この場合に追加する項目を「追加項目等一覧」の様式に記載し、HP等で公表することを促してまいりたい。

これは、各地方公共団体が様々な申請項目を設定している現状を踏まえ、標準様式の導入の支障を低減させつつ、「追加項目等一覧」を公表することによって、地方公共団体間の比較可能性を高め、その増加を抑制しようとするものであり、まずは上記調査においてその状況を把握し、公表することを通じて、標準様式の普及・改善に取り組みたい。

【論点 1－⑤】

競争入札参加資格審査申請においては、各地方公共団体によって、募集時期や有効期限がばらばらであり、地方公共団体ごとに情報を把握し、対応しなくてはならず、申請に必要な納税証明書をその都度取得しなければならないなど事業者の事務コストを増大させている。募集時期や有効期限を統一し

てほしいとの要望があるところ、今後の対応をお示し願いたい。また、募集期間が始まる直前まで、HP に情報が掲載されないケースもあり、掲載の有無を確認する作業が事業者の負担となっている。都道府県が市町村の情報をまとめて、募集時期が始まる前に余裕を持って提供してほしいとの要望があるところ、今後の対応をお示し願いたい。

【回答 1－⑤】

募集時期等については、国の法令に定められているものではなく各地方公共団体において定めるものであるため、これを直ちに統一することは困難であるが、今般の標準様式の導入を契機として、共同によるオンライン化が進み、申請受付が共同で行われるようになれば、募集時期等の統一が図られていくことが考えられるため、まずは、地方公共団体に対して標準様式の活用と、標準様式を反映した共同によるオンライン化を促してまいりたい。

【論点 1－⑥】

競争入札参加資格審査申請書の提供方法がデジタル化を阻害してはならない。例えば、同申請書が、PDF 形式のみで地方公共団体の HP に掲載されており、編集可能な形式での様式の提供を断られた事例がある。PDF 形式のみしか提供されない場合、事業者は紙出力、手書き、スキャン、アップロードをしなくてはならない。編集可能な形式での様式の公表を徹底するよう、総務省から各地方公共団体に働きかけていただきたい。なお、編集可能な形式でも、使い勝手が悪いもの（例えば、エクセル形式のセル 1 マス 1 マスに 1 文字ずつ入力しなくてはならない様式）は避けなければならない。

【論点 1－⑦】

各地方公共団体が整備している競争入札参加資格審査申請システムには、添付書類の提出は電子化されておらず、紙媒体で原本の提出を求められているものがある。また、コロナ禍の中、遠隔地（離島等）の市町村に入札参加資格審査申請をする際に、対面での書面提出を求められたという声がある。各地方公共団体が添付書類を含めたデジタル化に取り組むよう、総務省から働きかけるとともに、必要に応じて財政的な支援を行っていただきたいところ、今後の対応をお示し願いたい。

【回答 1－⑥】【回答 1－⑦】

回答 1－①のとおり、標準様式はオンラインでデータによる申請を前提とした様式とするための必要な修正を行ったところである。

また、標準様式の記載要領では、添付書類について、書面ではなくデータによる提出を可能とするよう、官公署が行った証明書類については写しによることができる取扱いとし、また、Excel 形式である標準様式の提供形式を PDF 等に変更することによりデータ入力できないこととならないよう、標準様式の提供形式を変更しない取扱いとしたところである。こうした標準様式や記載要領の使用を要請すること等によりオンラインでデータによる提出を可能とする取扱いとなるよう促してまいりたい。

論点 2 調達に関する一連の手続のデジタル化について

事業者は、地方公共団体の入札参加資格審査申請だけでなく、入札、契約、請求に至る全ての工程がオンラインで完結することで、事務コスト削減や、コロナ禍におけるテレワーク推進が可能となる。地方公共団体のデジタル化の遅れが事業者の DX の妨げとなってはならないところ、以下の論点につき、総務省としてどのように取り組むか、具体的に回答されたい。

【論点 2－①】

事業者は、地方公共団体から見積書、請求書の朱肉による押印を求められていることが依然多く、書面発行や手渡しの手間、郵送コストが生じているとの声がある。

内閣府が作成した地方公共団体における押印見直しマニュアルの紹介等が行われていることは承知しているが、総務省は、地方公共団体が、見積書や請求書に押印を求める内規や慣行を見直すよう、より積極的な働きかけを行うとともに、押印見直しに積極的に取り組む地方公共団体の好事例の紹介等を通じて、地方公共団体の取組を後押しすべきではないか。

【回答 2－①】

見積書や請求書における押印の省略については、国においては、例えば、見積書について「押印を省略する場合は当該文書の真正性を担保するため、当該文書において、①「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記させる。②事業者としての意思表示であることを十分に確認するため、担当部局は①の「本件責任者及び担当者」に問合せ・在籍を確認のうえメモ（手書き等）を残す。の 2 点を満たすことで認めることとする。」といった事例が

ある。

地方公共団体における押印の見直し等についても、総務省においては「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」（令和2年7月7日付け総行行第169号・総行経第35号 総務省自治行政局長通知）により、国における事例を参考として、押印等の見直しに積極的に取り組むことを地方公共団体に要請している。また内閣府においても「地方公共団体における押印見直しマニュアル」（令和2年12月18日内閣府）を作成し地方公共団体への助言や内閣府のHPにおける事例公表等を行っている。

見積書等における押印の見直しについては、地方公共団体に対し、国における取組や上記通知等の趣旨を踏まえて、更に普及が進むよう様々な機会を捉えて促してまいりたい。

【論点2-②】

地方公共団体の調達に関する一連の手続において、会社住所を何度も入力させられる等、ワンスオンリーの原則が徹底されていないという事業者の声がある。ワンスオンリーの原則に則った項目の見直しや、事業者が付与されているID（gBizID等）との連携による記載事項の省力化、行政機関間での情報連携による省力化の実現に向け、今後の総務省としての対応をお示し願いたい。

【回答2-②】

地方公共団体の調達関連手続をワンスオンリーとするためには、競争入札参加資格審査申請手続をはじめとする各調達関連手続がオンライン化されていることが前提となるが、回答1-②のように、地方公共団体における調達関連手続のオンライン化は十分に進んでいない状況にあるため、まずは、地方公共団体に対して、当該手続のオンライン化に関する地方公共団体の好事例を周知すること等により、調達関連手続のオンライン化の取組を促してまいりたい。

その上で、事業者が付与されているgBizID等とのシステム連携や行政機関間での情報連携については、国の手続における情報連携の基盤整備の進捗や活用状況を踏まえて、必要な対応を検討してまいりたい。

【論点2-③】

地域を越えて活動する事業者にとって、手続は可能な限り共通であること

が望ましい。また、地方公共団体にとっても、ばらばらにシステム開発することは大きな負担となる。総務省には、調達に関する一連の手続のデジタル化を見据え、各地方公共団体に、一連の手続の標準的な在り方を示し、手続の標準化を行っていただきたいところ、今後の対応をお示し願いたい。その際、以下の点を含め幅広くご検討いただきたい。

- ・デジタル化すれば問題は解決するが、紙ファイルの色、書面のとじ方まで指定の上、書面の提出を求める地方公共団体があり、書面整理のコストが事業者の負担になっているとの声がある
- ・事業者にとって極めて重要な落札決定の通知書について、入札参加者全員へ通知される場合、落札者のみに通知される場合など、地方公共団体ごとにルールが異なっており、事業者は自分が入札した自治体について都度確認をしないといけないので改善を望む声がある
- ・地方公共団体の財務会計制度等の在り方を議論するに当たっては（「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会」での議論等）、デジタル化まで見据えた議論を望む声がある

【論点 2－④】

事業者からは、地方公共団体ごとにばらばらである調達業務を、国主導で、庁内データ連携まで含めた（※）標準化・デジタル化をすべきとの声がある。国としての標準仕様書の提供、さらに必要ならば、国が共通システムを整備すること（ガバメントクラウドを活用することを含む）をご検討いただきたいところ、今後の対応をお示し願いたい。

また、地方公共団体の取組を促進する観点から、好事例の紹介や財政支援を積極的に行っていくべきではないか。

※事業者からは、デジタル化が進まない一因として、地方公共団体の一連業務の中に紙前提の業務が混在するなど、庁内データ連係が不十分なことで、事務コスト削減が実感されない点が指摘されている。デジタル化の恩恵を受けるためには、財務会計、契約管理、電子決裁等、業務全体を通じたデジタル化を推し進める必要があるが、そのための検討を地方公共団体単独で行うことは難しい場合があるため、国の積極的対応をお願いしたい。

【回答 2－③】【回答 2－④】

地方公共団体のシステムの標準化については、地方公共団体情報システム

の標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）に基づき、情報システムによる処理の内容の共通性、住民の利便性の向上、地方公共団体の行政運営の効率化等の観点から、住民記録・地方税・社会保障・教育の 4 分野の 17 業務を中心に、国として取組を進めているところであり、まずは、これらのシステムの標準化について、目標時期である令和 7 年度までに円滑に移行できるように取り組んでいくことが重要と考えている。

一方、調達関連手続については、回答 1－②のとおり、地方公共団体におけるオンライン化が十分に進んでいない状況にあるため、まずは、オンライン化の取組を促してまいりたい。

その上で、調達関連手続のオンライン化の進捗状況等を十分に踏まえ、調達関連手続の標準化については、事業者や地方公共団体の意見も踏まえて必要な対応を検討してまいりたい。